

令和元年度定期監査(2)監査結果報告書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項および第4項の規定により、令和元年度定期監査(2)を実施したので、同条第9項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

なお、本監査に当たっては、小泉純二前監査委員および斉藤静夫前監査委員は令和元年5月29日まで関与し、小川けいこ監査委員および酒井妙子監査委員は同年6月13日以降関与した。

記

1 概要

実施時期

令和元年5月8日から同月31日までの間において実日数18日間

方針

令和元年度練馬区監査基本計画に基づき、平成30年度の事務事業が法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか等を検証した。

ア 一般的・共通留意事項

- (ア) 現金(収納金、資金前渡金等)、郵券等の金券類の保管および取扱いが適正に行われているか。「公金口座に係る管理方法の変更について(通知)」(平成30年1月23日付け29練会第427号)に基づき、公金口座の管理が適正に行われているか。
- (イ) 歳入の確保に向けた取組が適切に行われているか。予算の執行が計画的かつ効率的に行われているか。
- (ウ) 業務委託等の仕様書の記述が明確で内容に過不足がなく、それに基づき実施される業務の履行確認が十分に行われているか。成果について確認が行われているか。
- (エ) 職員の勤務管理が適切に行われているか。「適正な勤怠管理の確保について(通知)」(平成30年5月25日付け30練総職第333号)が遵守されているか。
- (オ) 行政財産および物品について、適正な事務処理のもとに管理が行われ、有効に活用されているか。
- (カ) 個人情報について適正な管理が行われ、関連事務における必要な改善が図られているか。

- (キ) これまでの監査結果や事前チェックシートによる点検結果を踏まえた見直しや改善が行われているか。
- (ク) 「練馬区施設管理マニュアル」(平成22年11月総務部施設管理課)に基づいた施設管理が行われているか。
- (ケ) 追録図書と定期刊行物の購入に際して、代替手段を検討するなど購入の必要性を検証しているか。

イ 重点事項

- (ア) 準公金について、「練馬区準公金管理ガイドライン」(平成25年11月21日付け25練会第434号)に基づき、現金・預金が適正に管理され、自己検査が行われているか。
- (イ) 契約事務が規則等に従い適正に行われているか。「契約事務の適正な執行について(通知)」(平成30年12月21日付け30練総経第1178号)が遵守されているか。
- (ウ) 財政援助団体等(補助金交付団体、出資団体、指定管理者)の担当部署において、補助金等が要綱、協定書等に基づき交付され、その履行確認が報告書等により適切に行われているか。補助金等の効果について検証が行われているか。団体等に対する指導監督が適切に行われているか。

対象部課等

ア 教育委員会事務局教育振興部

- (ア) 教育総務課
- (イ) 教育施策課
- (ウ) 学務課
- (エ) 学校施設課
- (オ) 保健給食課
- (カ) 教育指導課
- (キ) 学校教育支援センター(以下の施設を含む。)
 - ・学校教育支援センター大泉
- (ク) 光が丘図書館(以下の施設を含む。)
 - ・練馬図書館
 - ・石神井図書館

イ 教育委員会事務局こども家庭部

- (ア) 子育て支援課(以下の施設を含む。)
 - ・児童館4館
土支田、春日町、北町、西大泉
 - ・学童クラブ10か所
旭町小、土支田児童館、春日町児童館、大泉第三小、北町児童館、大泉西小、光が丘あさがお、北町小、光が丘しいのき、早宮小

- ・ねりっこクラブ3か所
春日小、大泉学園小、谷原小
- (イ) こども施策企画課
- (ウ) 保育課（以下の施設を含む。）
 - ・保育園14園
豊玉、豊玉第二、北町、土支田、北町第二、西大泉、高松、
下石神井第三、富士見台こぶし、氷川台第二、光が丘第四、
貫井第二、光が丘第九、光が丘第十
- (エ) 保育計画調整課
- (オ) 青少年課（以下の施設を含む。）
 - ・秩父青少年キャンプ場
- (カ) 練馬子ども家庭支援センター（以下の施設を含む。）
 - ・練馬駅北分室

2 監査結果

適正に行われていた。